

6月NEWS

(1) 税制情報

今月は平成28年度税制改正大綱の内、減価償却に関する改正についてご紹介します。

1. 制度の概要

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法が廃止されました。

改正前後の選定をすることができる償却の方法及びその適用関係は、次表のとおりです。

資 産 の 区 分	選定をすることができる償却の方法	
	改 正 前	改 正 後
建物(注1)	定額法	定額法
建物附属設備及び構築物(注1)	定額法又は定率法	定額法
機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具並びに器具及び備品(注1)	定額法又は定率法	定額法又は定率法
鉱業用減価償却資産 (注2)	建物、建物附属設備及び構築物	定額法又は生産高比例法
	上記以外	定額法、定率法又は生産高比例法
無形固定資産(注2)及び生物	定額法	定額法
鉱業権	定額法又は生産高比例法	定額法又は生産高比例法
リース資産	リース期間定額法	リース期間定額法

(注1) 建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具並びに器具及び備品からは、鉱業用減価償却資産(注2)及びリース資産を除きます。

(注2) 鉱業用減価償却資産及び無形固定資産からは、鉱業権及びリース資産を除きます。

2. 償却方法の変更手続きに関する経過措置

既存の建物附属設備等に「定率法」を採用している法人では、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備等との償却方法を統一させるため、その償却方法を「定額法」に変更することもできます。

減価償却資産の償却方法の変更は、原則、変更する事業年度開始日の前日までに「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を所轄税務署長に提出し承認を受ける必要がありますが、今回の改正に伴う場合について、以下の経過措置が設けられました。

平成 28 年 4 月 1 日以後最初に終了する事業年度において、建物、建物附属設備及び構築物につき選定した償却の方法を変更しようとする場合において、その事業年度の確定申告書の提出期限までに、新たな償却の方法、変更しようとする理由など一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出すれば、その届出書の提出をもって償却の方法の変更の承認があったものとみなすこととされました。

この経過措置は、平成 28 年 4 月決算法人から適用対象となり、平成 28 年 4 月期の申告期限(6 月 30 日)までに「届出書」を提出することで、平成 28 年 4 月期で「定額法」により既存の建物附属設備等の償却限度額を計算できます。

(2) 6 月の主な税務

6 月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
6 月 10 日	5 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
6 月 30 日	4 月決算法人の確定申告
6 月 30 日	1・4・7・10 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
6 月 30 日	法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
6 月 30 日	10 月決算法人の中間申告
6 月 30 日	消費税の年税額が 400 万円超の 1・7・10 月決算法人の 3 月ごとの中間申告
6 月 30 日	消費税年税額が 4,800 万円超の 3 月・4 月決算法人を除く法人の 1 ヶ月ごとの中間申告

(3) スタッフの一言

暑さが日ごとに増してまいりましたが、いかがお過ごしですか。事務所では 5 月からクールビズをスタートしています。よく晴れた日は、気分良く出勤!と行きたいものですが、福岡の空は PM2.5 の影響もあり霞んでいる事が多々あります。最近では、マスクをされた方が少なくなっているように思いますが、喉が弱い私は手放せません。長雨の季節でもありますので、皆様も体調管理には十分気を付けてお過ごし下さい。

担当 津野